

## ワクチン接種の着実な実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、国民が抱える閉塞感を脱する唯一の手段として、その期待と役割は非常に大きいことから、可及的速やかに、高齢者を始めとするリスクの高い方々から順に、いかにワクチン接種を完了させていくかが、我が国目下の急務である。

本年4月から開始された高齢者向けの接種においては、予約開始と同時に接種を希望する方々からの問い合わせが殺到し、また、医療機関では、通常診療を疎かにできない状況の中、接種体制に必要な医療従事者の確保が困難になるなど、様々な課題が浮き彫りになっている。今後のワクチン接種を本格的に進めていくに当たり、予約時の対応や医療従事者の確保を始め、接種体制を確実に構築することが求められる。

よって、国においては、ワクチン接種の着実な実施のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 高齢者向け接種における体制やシステム等現場で生じた様々な課題について、検証・改善を行いながら丁寧かつ着実に進めるとともに、医師・看護師を始めとする医療従事者の確保等、安全かつ円滑な接種体制を確実に構築し、一般接種への円滑な移行を図っていくこと。
- 2 密になりやすい職場環境にある高齢者施設や障害者施設の職員を始め、感染リスクが高いエッセンシャルワーカーについても優先接種の対象として取り扱うとともに、若年層の円滑な接種に向けた体制づくりなど、地域の実情に応じた対応ができるよう特段の配慮を図ること。
- 3 予測される副反応に対して適切に医療上の措置が行える体制を整備するとともに、一般接種における有害事象などの事例を迅速に招集し、評価できる体制を構築すること。また、ワクチンの感染予防効果や変異株に対する効果を始め、副反応に関する情報等、科学的で正しい情報を国民に向けて積極的に発信すること。
- 4 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故災害に関する避難者について、避難先の市町村においてワクチン接種が円滑にできるよう特段の配慮を図ること。

また、当県双葉郡では、多くの原発・除染関連作業員が働いているが、同地区は医療資源に乏しいことから、関係者が漏れなく接種できる体制を確実に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月7日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
行政改革担当大臣  
宛て

福島県議会議長 太田光秋